

議案参考資料

[令和6年第3回定例会(9月)]

[担当課(室)係(担当)]

契約検査課 契約担当
建築住宅課 建築係
総務課 庁舎建設準備担当
(庁舎建設準備室)

議案名

議案第57号 桐生市新本庁舎建設工事請負契約の変更について

趣旨・目的

桐生市新本庁舎建設工事請負契約の締結につきましては、先に議決を得て現在建設中ではありますが、議決事項である契約金額について、変更が生じたので、議会の議決を求めるものです。

概要

令和4年12月21日に議決いただいた令和4年議案第69号「桐生市新本庁舎建設工事請負契約の締結について」に関して、当該工事の契約金額を変更しようとするものです。

変更前	変更後	変更額
68億7,195万5,640円	73億4,676万8,500円	4億7,481万2,860円

契約金額の変更は、工事の内容変更及びインフレスライド条項の適用によるもので、合計4億7,481万2,860円の請負代金額の変更を行います。

工事の内容変更に係る内訳については次のとおりです。

(1) 地中障害(転石)への対応に伴う変更、(2) 利用方法等の具体化に伴う変更、(3) 更なる機能強化を目的とした変更、(4) 避難安全検証法の大員認定申請時における指摘への対応、(5) 共通費等の変更

背景・経過

新本庁舎建設工事請負契約については、令和4年議案第69号「桐生市新本庁舎建設工事請負契約の締結について」でご議決いただきましたが、工事内容や工期の変更、それに伴う請負代金額の変更などに関して、令和6年6月24日に受注者である関東・吉田・桐生・野村桐生市新本庁舎建設工事特定建設工事共同企業体と仮契約を締結しました。

参考資料

- ・別紙のとおり
- ・桐生市新本庁舎建設工事における契約変更について
- ・令和4年議案第69号

桐生市新本庁舎建設工事における契約変更について

工事内容や工期の変更、それに伴う請負代金額の変更などに関して、令和6年6月24日に受注者（関東・吉田・桐生・野村桐生市新本庁舎建設工事特定建設工事共同企業体）と仮契約を締結しました。

1 主な変更点

（１）請負代金額の変更

工事の内容変更（合計 276,515,860 円）及びインフレスライド条項の適用（198,297,000 円）を行い、合計 474,812,860 円の請負代金額の変更を行います。

変更前請負代金額	変更後請負代金額	令和6年度6月補正予算
6,871,955,640 円	7,346,768,500 円	7,433,668,000 円

※消費税込み

（２）工期の変更

山留工事（基礎の設置にあたり、掘削した壁面部分が崩壊しないように板などで押さえる工事）において、想定を超える転石等の地中障害により工程に遅れが生じたことから、令和6年11月29日までの工期延長を行います。

なお、庁舎整備事業の全体スケジュール（令和7年度末での完了）については、庁舎移転計画において移転作業の合理化や効率化を図ることで、新本庁舎の開庁日が当初の予定である令和7年1月6日のままとなることから、今回の工期延長による影響はありません。

変更前工期	変更後工期
令和6年10月31日	令和6年11月29日

2 工事の内容変更

（１）地中障害（転石）への対応に伴う変更事項

山留工事において想定を超える転石等の地中障害により、杭（H型鋼）の打込みに時間を要したことや転石の運搬及び処分のため、山留工事の内容を変更し、工期の遅れを取り戻すこととしたものです。

主な内容としては、山留施工費や転石の運搬費及び処分費で合計 141,367,680 円です。

（２）利用方法等の具体化に伴う変更事項

新本庁舎の利用方法や維持管理が具体化したことにより、利便性や災害対策の向上などを目的とした変更を行うものです。

主な内容としては、水道庁舎及び教育センターとのシステム連携、会議室予約システムの追加、UPS(無停電電源装置)の追加、全庁的な家具の見直しやドアの追加など合計 65,535,352 円です。

(3) 更なる機能強化を目的とした変更事項

工事の進捗に伴い、工事施工者が施工図の作成や施工計画の検討を行い、設計者が検証を行うなかで、更なる機能強化や利便性向上の提案を受け、変更したものです。

主な内容としては、のこぎり屋根の降雪や降雨への更なる安全性確保、5階廊下の天井落下対策、3階サーバー室の空調用ドレンの追加など合計 6,727,428 円です。

(4) 避難安全検証法の大臣認定申請時における指摘への対応事項

避難安全検証法は、建物の在館者が火災発生時に安全に避難できることを計算により証明することで、建築基準法で定められた制限に対して一部を適用除外とする規定です。

避難安全検証法は、国土交通大臣の認定が必要となりますが、設計完了後に申請を行う必要があり、その際の指摘事項について対応を行うものです。

主な内容としては、避難扉の仕様変更（幅やガラス種別）、防火シャッターの降下障害対策など合計 2,584,190 円です。

(5) 共通費等の変更事項

上記の内容変更に伴う直接工事費（建築物を造るために直接必要とする材料費や労務費など）の増額や工期延長に伴う共通費（共通仮設費や現場管理費、一般管理費）として合計 51,325,350 円及び湧水の排水費用（下水道料金）5,775,500 円です

(6) 変更額一覧表

項目	変更額
直接工事費：上記の(1)から(4)まで	216,214,650 円
共通費：上記の(5)	51,325,350 円
合計	267,540,000 円
請負比率	合計 267,540,000 円×請負比率 92%≒ 246,127,600 円
消費税相当額	24,612,760 円
湧水排水費用（非課税）：上記の(5)	5,775,500 円
工事費	276,515,860 円

3 インフレスライド条項の適用

(1) 概要

受注者から令和6年4月1日に工事請負契約書第26条第6項に基づく請負代金額の変更に
ついて請求があったため、「賃金等の変動に対する工事請負契約書第25条第6項（インフレスライド
条項）運用マニュアル（暫定版）（営繕工事版）」（国土交通省大臣官房官庁営繕部計画課
及び整備課作成）に基づいて協議をすすめたところ、受注者からスライド変更金額について令和6年
6月24日に承諾を得られたことから、198,297,000円の変更を行うものです。

(2) 算定式（出典：同運用マニュアル）

$$S_{\text{増}} = [P_2 - P_1 - (P_1 \times 1/100)]$$

この式において、 $S_{\text{増}}$ 、 P_1 及び P_2 は、それぞれ次の額を表すものとする。

$S_{\text{増}}$ ：増額スライド額

P_1 ：請負代金額から基準日における出来形^{※1}部分に相応する請負代金額を控除した額

P_2 ：変動後（基準日）の賃金等を基礎として算出した P_1 に相当する額

受注者の負担割合については、契約書第30条の「不可抗力による損害」に準拠し、建設業者の
経営上最小限度必要な利益まで損なわないよう定められた「100分の1」としている。

※1 出来形：新本庁舎の施工が完了した部分

(3) 物価上昇率

一般財団法人建設物価調査会が調査した建築費指数を用い、桐生市新本庁舎建設工事契約
締結時の指数（令和4年12月）122.10及び令和6年1月の129.2を用いた105.81%で協
議を行い、受注者から承諾を得られました。

物価上昇率	$129.2 \div 122.10 \div 105.81\%$
-------	-----------------------------------

(4) 新本庁舎建設工事における増額スライド額

項目	P_1 変動前残工事代金額	P_2 変動後残工事代金額	$S_{\text{増}}$ 増額スライド額
直接工事費	3,336,508,680円	3,530,359,832円	160,486,064円
共通費	737,289,626円	780,126,149円	35,463,625円
合計	4,073,798,306円	4,310,485,981円	195,949,689円
請負比率	合計増額スライド額 195,949,689円×請負比率 92% ≒180,270,000円		
消費税相当額	18,027,000円		
増額スライド額	198,297,000円		

桐生市新本庁舎建設工事請負契約の締結について

桐生市新本庁舎建設工事について、太田市飯田町 1547 番地 O T A スクエアビル 7F、関東・吉田・桐生・野村桐生市新本庁舎建設工事特定建設工事共同企業体と、この工事の請負について、次のとおり契約を締結するものとする。

令和 4 年 11 月 30 日提出

桐生市長 荒 木 恵 司

- | | |
|-----------|---|
| 1 工 事 名 | 桐生市新本庁舎建設工事 |
| 2 工 事 場 所 | 桐生市織姫町 1 番 1 号 |
| 3 契約の方法 | 総合評価落札方式による条件付き一般競争入札 |
| 4 契 約 金 額 | 68 億 7,195 万 5,640 円 |
| 5 契約の相手 | 関東・吉田・桐生・野村桐生市新本庁舎建設工事特定建設
工事共同企業体 |
| | 代表構成員 太田市飯田町 1547 番地
O T A スクエアビル 7F
関東建設工業株式会社
代表取締役 高橋 明 |
| | 構 成 員 桐生市宮本町一丁目 1 番 22 号
株式会社吉田組
代表取締役 吉田 栄佐 |
| | 構 成 員 桐生市宮前町二丁目 14 番地 1
桐生建設株式会社
代表取締役 吉野 雅比古 |
| | 構 成 員 桐生市広沢町一丁目 2538 番地の 1
株式会社野村建設工業
代表取締役 野村 篤 |